

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東京法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 3 2 号

対象土地 東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 2 0

東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 9

2 関係人（申請人）の氏名又は名称

伊藤美佐子

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東京法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和 8 年第 3 2 号
対象土地 東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 2 0
東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 9
- 2 関係人（申請人）の氏名又は名称
岩上伍助
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東京法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和 8 年第 3 2 号
対象土地 東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 2 0
東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 9
- 2 関係人（申請人）の氏名又は名称
磯野千代
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東京法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和 8 年第 3 2 号
対象土地 東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 2 0
東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 9
- 2 関係人（申請人）の氏名又は名称
宮崎義雄
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東京法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和 8 年第 3 2 号
対象土地 東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 2 0
東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 9
- 2 関係人（申請人）の氏名又は名称
高橋久吉
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東京法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和 8 年第 3 2 号
対象土地 東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 2 0
東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 9
- 2 関係人（申請人）の氏名又は名称
秋田谷登美江
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東京法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 3 2 号

対象土地 東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 2 0

東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 9

2 関係人（申請人）の氏名又は名称

小林景藏

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東京法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和 8 年第 3 2 号
対象土地 東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 2 0
東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 9
- 2 関係人（申請人）の氏名又は名称
西本とめ
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東京法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和 8 年第 3 2 号
対象土地 東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 2 0
東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 9
- 2 関係人（申請人）の氏名又は名称
柏原初代
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東京法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和 8 年第 3 2 号
対象土地 東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 2 0
東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 9
- 2 関係人（申請人）の氏名又は名称
平鍋七五三代
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東京法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和 8 年第 3 2 号
対象土地 東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 2 0
東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 9
- 2 関係人（申請人）の氏名又は名称
平鍋袈裟子
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東京法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和 8 年第 3 2 号
対象土地 東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 2 0
東京都新宿区神楽坂四丁目 3 番 9
- 2 関係人（申請人）の氏名又は名称
米澤邦助
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。